飛騨市高齢者等雪下ろし助成事業

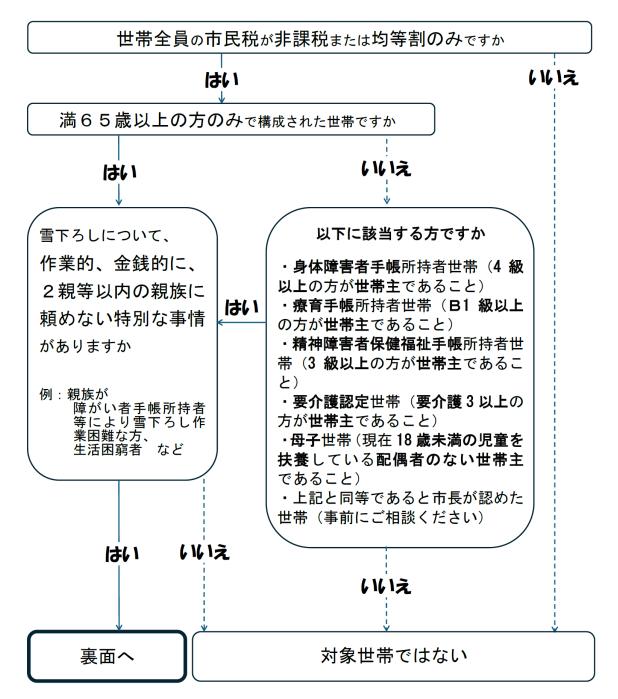
在宅で生活する高齢者世帯等で、身体的・経済的理由により自宅の 雪下ろしが困難な世帯が助成(費用負担)の対象になります。まずは、 以下の判断チャートをご確認ください。(なお、本事業は優先的に雪下 ろしをする事業ではありません。)

対象世帯ではない場合など、個人的に雪下ろしを依頼したい方に向 けて、「雪下ろし等除排雪代行事業者名簿」をハートピア古川、各振興事 務所で設置しているほか、市 HP で公開しています。





🙀 対象世帯判断チャー



1 親等: 父母・配偶者の父母 (義父母)・子・子の配偶者

2親等:祖父母・配偶者の祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹・孫・孫 の配偶者

申請からの流れ



下記お問い合わせ先に設置の申請書をご提出ください。提出された申請書は市が審査します。助成金の対象は高齢者世帯等が居住する住宅のみです。

申請内容が助成対象と認められた場合は、交付決定通知書と担当事業者の書かれた通知書が送付されます。

担当事業所の事前連絡がありますので、雪下ろし金額や作業日を確認してください。事業所が確認した結果、融雪、落雪対応や太陽光パネル設置等により、作業困難と判断される場合がありますのでご理解ください。

雪下ろし等の作業の妨げとなるものは事前に片づけてください。

雪下ろし作業には吉城建設業協会所属の事業所に、道路などの除雪作業に加えて、皆さんの雪下ろしを協力いただいています。

<u>助成金額を超える費用</u>や、<u>助成金対象外の住居部分以外の雪下ろし費用</u>について発生する場合があります。担当事業所から請求書が届きましたらお支払いください。

助成金額

年間最大 5 万円

詳しくは飛騨市ホームページをご確認ください



●雪下ろしの助成制度、申請手続き、雪下ろしに関する各種相談は、雪下ろしサポートセンター又は 各振興事務所へお問合せください。

○雪下ろしサポー (市民福祉部 地域	・センター 包括ケア課 高齢支援係)	C.	0577-73-6233
○神岡振興事務所	市民課	L	0578-82-2252
○河合振興事務所	地域振興課	L	0577-65-2381
○宮川振興事務所	地域振興課	L	0577-63-2311